

特別養護老人ホーム 楽寿荘

【 運営規程 】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人楽寿会が開設する、特別養護老人ホーム楽寿荘（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限りその人らしく、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び利用者の心身の機能の維持改善を図り、できる限り、在宅復帰を目標に介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、施設サービス計画に基づき利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活上の世話、心身の機能の改善、健康管理等のサービスを提供する。

2 事業所は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との連携を重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供事業者と連携してサービス提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

【名称】 特別養護老人ホーム 楽 寿 荘

【所在地】 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川67番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種員数及び職務内容

- | | | | | |
|----|---------|-------|-------|-----------------------------|
| 1. | 管理者 | 1名 | (兼務) | 事業所全般を統括・管理 |
| 2. | 医師 | 1名以上 | (非常勤) | 利用者の診察 |
| 3. | 生活相談員 | 2名以上 | (兼務) | 利用者の相談業務に従事 |
| 4. | 介護支援専門員 | 2名以上 | (兼務) | 施設ケア計画の作成・管理 |
| 5. | 介護職員 | 40名以上 | (兼務) | 利用者の生活介護業務に従事 |
| 6. | 看護職員 | 4名以上 | (兼務) | 利用者の看護及び診察の補助
・機能訓練業務に従事 |
| 7. | 機能訓練指導員 | 1名以上 | | 利用者の機能訓練業務に従事 |
| 8. | 管理栄養士 | 1名以上 | (兼務) | 利用者の栄養指導・給食業務 |

- に従事
9. 調理員 5名以上（兼務） 利用者の給食業務に従事
10. 事務員 3名以上（兼務） 事務業務に従事
- 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くこととする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
日曜日から土曜日（年中無休） 24時間営業

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。
入所定員 110人

(施設サービス介護の内容)

- 第7条 介護サービスの内容
- 1 食事・入浴・排せつ等の介護及び機能訓練
 - 2 前項以外の利用者が必要とする日常生活上の世話

(利用料及びその他の費用)

- 第8条 利用料及びその他の費用
- 1 利用料（自己負担分） 介護保険負担割合証に基づく割合
 - 2 その他の費用 法定代理受領分以外の料金
 - 3 食費 1日 1,380円（1食460円）
但し、食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している食費の負担限度額とする。
 - 4 居住費 1日 840円
 - 5 理美容代 散髪+顔剃り 2,000円
散髪のみ 1,500円 髭剃りのみ 1,000円
※居室で施行される場合は一律 2,000円になります。
 - 6 日常生活上で通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

(利用者の留意事項)

- 第9条 利用者の留意事項については、次のとおりとする。
- 1 利用者及び代理人は、その身上や重要な事項に関して変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- 2 利用者は、施設内の秩序を守り管理者の示す事項について遵守しなければならない。

(サービス提供の留意事項)

第 10 条 サービス提供にあたっての留意事項

サービス利用者の有する能力に応じ自立支援と機能の維持改善を図るため適切な援助を実施する。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 緊急時における対応方法

利用者に病状の急変及びその他必要なことが生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡し、指示を受ける等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害対策

特別養護老人ホーム 楽寿荘の消防計画を適用する。

(その他、運営に関する重要事項)

第 13 条 その他、運営に関する重要事項

- 1 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行い、地域との交流を通し当該事業の円滑な運用に努める。
- 2 家族との連絡を密にしてコミュニケーションを心掛ける。
- 3 ボランティアの受け入れを通し生活に潤いを持たせる。

(細則)

第 14 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人楽寿会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 12 年 6 月 1 日より施行
平成 15 年 4 月 1 日より施行
平成 17 年 10 月 1 日より施行
平成 27 年 8 月 1 日より施行
平成 30 年 4 月 1 日より施行
平成 31 年 4 月 1 日より施行